

徳島県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県東部県土整備局徳島庁舎において、令和五年八月四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年八月四日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 県道

整理 番号	路線名	区 間	延 長 （メートル）	供用開始の期日
3 1	鴨島神山	名西郡神山町阿野字神木三五 八番地先から 同 四番一地先まで 三六	六七・五	令和五年八月四日